

年会費

中学生以下の
お子さんの会費は
飯田市が負担します

会員の期間

令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

見舞金の請求

万一交通事故にあった場合、保護者の方は市役所の担当窓口にお問い合わせください。

※交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内に請求してください。2年を経過した場合は請求できません。

〈請求に必要な書類等〉

- ☐ 交通事故証明書(受傷者の氏名が記載されているもの)
※入手できない場合でも、交通事故申立書により見舞金の請求ができる場合があります。市担当窓口へご相談ください。
- ☐ 医師の診断書(入院日のわかるもの)
※診断書の取得には多額の費用がかかる場合がありますので、市担当窓口で確認後に取得するようにしてください。
※診断書に入院日の日付が全て記載されていない場合は、診療報酬明細書等の書類が必要となります。
- ☐ 見舞金請求書
※用紙は市担当窓口にあります。
- ☐ 見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの
- ☐ その他組合長の指定する書類

子どもの通学・通園時は交通事故の危険がいっぱいです。

この共済は、県内15市が共同で行っている事業です。

会員になった児童・生徒・園児が交通事故にあったときに災害の程度に応じて見舞金が支給されます。(会員本人に対する見舞金であり、事故の相手の損害を補償する損害賠償保険ではありません。)

自動車事故はもちろん、自転車で転倒してけがをした場合も実通院2日から見舞金が支給されます。(道路上を運行中の事故に限ります。)

飯田市にお住まいの平成23年4月2日以降に生まれた方は市で会費を負担し、加入手続きをしています。

〈見舞金一覧表〉

等級	交通事故による災害の程度	見舞金
1級	死亡	1,000,000円
2級	入院日数 60日以上のがけ	300,000円
3級	// 30日 //	200,000円
4級	// 10日 //	100,000円
5級	入院通院の実治療日数60日以上のがけ	80,000円
6級	// 50日~59日 //	70,000円
7級	// 40日~49日 //	60,000円
8級	// 30日~39日 //	50,000円
9級	// 20日~29日 //	40,000円
10級	// 10日~19日 //	30,000円
11級	// 5日~9日 //	25,000円
12級	// 2日~4日 //	20,000円
障がい見舞金	身障(1級)の障がい	400,000円
	身障(2級)及び精神(1級)の障がい	300,000円
	身障(3級)の障がい	200,000円
遺児見舞金	遺児1人につき	300,000円

●交通事故を証明する書類が交通事故証明書ではなく、交通事故申立書の場合は、共済見舞金2級から7級は8級50,000円となり、共済見舞金1級及び障がい見舞金は半額となります。

●死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することをいいます。

●見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院及び通院の実治療日数です。なお、同じ日に複数の医療機関に入院通院しても1日とします。

●2級から4級は、入院(10日以上)がなければ該当しません。

●1級から12級で複数等級該当する場合は、見舞金額が高い方の等級となります。

●あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術は、医師の指示(同意ではありません)による場合のみ、見舞金の対象となります。

●カイロプラクティック・整体は見舞金の対象外です。

●遺児は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。

対象となる交通事故

日本国内で発生した次のもの

- 自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、接触等の交通事故
(道路上を運行中の事故に限ります。)
- 電車、航空機及び船舶による事故
(運行中、航行中の事故に限ります。)
- 車いす、電動車いすの転倒等の事故
(身体障害者手帳所持者の方が道路上で使用中の事故に限ります。)

※運行中とは、車両が動いている状態をいいます。

例えば

- ・横断歩道を歩行中に車にひかれた。
- ・自転車で道路を走行中にバランスを崩して転倒した。
- ・車に同乗中に他車と出会い頭の衝突をした。
- ・電車乗車中に電車の急停止により転倒した。

対象とならない事故の例

- 歩行中の単独事故(歩行中、石につまずき転倒した等)
- 歩行者同士の事故
- 歩行者が停車中の車両に接触しけがをした場合
- 自転車を押して歩行中の単独事故
- 停車中の車両からの乗降の際に転倒しけがをした場合
- 車両のドアや窓に手足等を挟んでけがをした場合
- 停車中の車両内でけがをした場合(車両の床が濡れていたため滑って転倒した等)
- 車両の運行に起因しないけがをした場合(運行中の車両内でケンカしけがをした等)
- 一般の人や車両の通行が認められていない場所における事故(家の敷地内、田畑、個人契約の月極駐車場等)

支給制限となる交通事故

●見舞金を支給しない場合

- ・会員または見舞金受取人による故意の事故
- ・地震、噴火、洪水その他天災による事故
- ・無免許運転による事故(同乗者含む)
- ・酒気を帯びての運転による事故(同乗者含む)
- ・統合失調症・てんかん・認知症等で医師から運転を止められている状態での運転による事故(同乗者含む)
- ・麻薬等の薬物使用時の運転による事故(同乗者含む)
- ・犯罪行為中の事故(同乗者含む)

●減額(50%)支給の場合

- ・信号無視 ・路上横臥 ・軌道内進入
- ・携帯電話使用 ・無灯火
- ・シートベルト(チャイルドシート)非着用
- ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り
- ・警報機または遮断機が作動中の踏切への進入
- ・その他受傷者側に重大な過失があった場合(一時停止無視等)

万一交通事故にあわれたら、すぐに警察に届け出ましょう。

(道路交通法の規定により報告をする義務があります。自転車の単独事故など軽微な事故でも警察に届け出ましょう。)



みんなで加入 みんなが安心

長野県民交通災害共済組合

<https://www.cheering-nagano.jp/koutsu/>

長野県民交通災害共済

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市



お問い合わせ先

飯田市役所 危機管理課 交通安全係

電話 0265-22-4511 内線2434・2435